

平成 24 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社メディビックグループ
 代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
 (コード番号 2369 : 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊
 (Tel: 03-3222-0132)

行使価額修正条項付き第 5 回新株予約権(第三者割当)発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました行使価額修正条項付き第 5 回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行につきまして、本日、発行価額の全額(5,000,000 円)の払込みが完了したことを確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 5 回新株予約権(第三者割当)の概要

(1) 割 当 日	平成 24 年 8 月 13 日
(2) 発行新株予約権数	50,000 個(本新株予約権 1 個につき 100 株)
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 100 円(総額 5,000,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 5,000,000 株 なお、行使価額の修正にかかわらず、潜在株式数は 5,000,000 株で一定です。行使価額につきましては下記(6)をご参照下さい。但し、当社が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、潜在株式数も調整されます。
(5) 資金調達の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	370,050,000 円(差引手取概算額) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合)を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少します。但し、本新株予約権の行使により、当社が総額 500,000,000 円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わず、当社は残存する本新株予約権を払込金額と同額で取得します。又、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額(決議日株価の100%)78円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正されます。上限及び下限行使価額は設定しておりません。但し、行使の条件として、当該直前取引日の当社普通株式の終値が55円を下回る場合には本新株予約権の行使はできないこととしているため、55円の90%に相当する金額(1円未満切上げ)である50円が行使価額の下限となります。当社が時価以下で株式を発行する場合等、発行要項の定めに従い行使価額が調整される場合、当該価額も調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) その他	当社は、本新株予約権につき、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、コミットメント条項付買取契約を締結致しました。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとされています。

※本新株予約権発行の詳細につきましては、平成24年7月27日付「行使価額修正条項付き第5回新株予約権(第三者割当)の発行及びコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上